

独立行政法人大学入試センター監査・評価室の設置について

〔平成16年6月30日〕
理事長裁定

改正 平成17年3月30日理事長裁定

改正 平成18年4月1日理事長裁定

改正 平成26年3月31日理事長裁定

改正 平成31年3月31日理事長裁定

改正 令和元年7月31日理事長裁定

独立行政法人大学入試センター監査・評価室の設置について

(監査・評価室の設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、監事の所掌する監査及び評価に関する業務の支援、並びにセンターの監査・評価に資するための情報の収集・管理のため、監査・評価室を置く。

(組織)

第2条 監査・評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務課長
- 二 総務課課長補佐
- 三 財務課課長補佐
- 四 総務課総務係長
- 五 総務課専門職員
- 六 総務課企画・法規係長
- 七 財務課総務係長

2 監査・評価室に室長及び室長補佐を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 室長 総務課長
- 二 室長補佐 総務課課長補佐（理事長が命じた者に限る。）

(その他)

第3条 この裁定に定めるもののほか監査・評価室の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この裁定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日）

この裁定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日）

この裁定は、令和元年8月1日から施行する。